



衆議院憲法調査会ニュース

H16.4.23 Vol.74

第 159 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

4月22日に開会された小委員会

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

(近藤 基彦小委員長(自民))

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

(保岡 興治小委員長(自民))

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会(第4回)

(テーマ) 地域安全保障(憲法の視点からのFTA問題を含む)

参考人：

菊池 努君(青山学院大学国際政治経済学部教授)

質疑者

伊藤 公介君(自民) 篠原 孝君(民主)

福島 豊君(公明) 塩川 鉄也君(共産)

土井たか子君(社民) 平井 卓也君(自民)

楠田 大蔵君(民主) 中谷 元君(自民)

質疑終了後、自由討議

菊池努参考人の意見陳述の概要

1. アジア太平洋の地域安全保障を考えるに当たっての前提

- アジア太平洋の地域安全保障を考えるに当たっては、(a)日本の安全保障だけでなく、地域全体や国際社会との協力・協調関係の重視、(b)軍事力だけでなく経済活動等総合的な取組、(c)テロ等非国家組織の脅威への対応が重要である。

2. アジア太平洋における多様な国家の存在とさまざまな安全保障関係の並存

- アジア太平洋地域には、(a)日本、オーストラリアなど近代化を終えて安定した国家、(b)中国及び東南アジア諸国など近代化の途上にある国家、(c)ミャンマー、フィリピン、南太平洋諸国など国家体制が脆弱な国家という3種類の国家群が存在する。(a)については、紛争を解決する手段として武力の行使は考えられないが、(b)については、力の発露として武力行使の可能性が依然として高く、(c)については、法と秩序が動揺し、経済的にも混乱している。(b)及び(c)に属する国家が関わる問題への対処がアジア太平洋の地域安全保障上の課題となる。
- (b)及び(c)に属する国家の課題としては、(A)統治体制の未成熟により政治、経済が混乱し、国際犯罪やテロリズムの温床となっていること、(B)朝鮮

半島、台湾問題等北東アジアで深刻な国家間の対立があり、軍事力の行使を防ぐ抑止力が重要であること(一方で ASEAN 諸国では、ASEAN が国家紛争の平和的解決のための規範の浸透に貢献し大規模紛争の可能性は減少している)、(C)テロや大量破壊兵器など「国境を越えた問題」や1997年の通貨危機等のような経済問題といった新しい安全保障問題があることが挙げられる。

3. 地域諸国の対応

(1) 同盟の機能強化

- アジア太平洋では、米国を軸にスポーク状の同盟関係があるが、近年、地域安全保障の環境整備に関心が寄せられている。それらの同盟の機能として、脅威への対抗だけでなく、リスクを管理し不確実性に対処することが必要となる。
- アジア諸国では、日米同盟がアジアの発展の過程において公共的役割を果たしてきたとの評価が近年なされている。

(2) 地域安全保障対話の拡大

- 政府間のフォーラム(ファースト・トラック)である ASEAN や ARF (ASEAN 地域フォーラム)、ASEAN+3 (日中韓)では、対話を通じて信頼関係を醸成し、また海賊対策や人材の育成など政治的論争を呼ばない分野での共同作業を行っている。
- 官民合同のフォーラム(セカンド・トラック)である CSCAP (アジア太平洋安全保障協力会議)やシャングリラ・プロセス(国防担当大臣と専門家の会合)では、相互理解の促進が図られ、政府への政策提言等も行われている。

(3) 内政への地域諸国による共同介入/共同関与

- 内政不干渉を原則としてきた ASEAN により、ミャンマー軍政への緩やかな介入が行われ、また、ソロモンの治安回復のためにオーストラリアを中心とした軍が派遣された。

4. 経済と安全保障(FTAの問題)

- 歴史的に見ると経済的依存を深めたからといって軍事力の行使が制御されるとは言えず、政治関係の改善がないと経済関係は深まらないということも言える。
- FTA にはさまざまな内容のものがある。途上国を含む FTA は深い統合にならないことが多く、アジアでの FTA が国民経済に与える影響は限定的なものになると考える。
- FTA のプラス面としては、(a)国際ルールに従った国内経済制度の構築を促すことにより、地域経済・国際経済が安定すること、(b)国際経済との結びつきを重視する政治勢力が増え、経済交流を妨げる政府の行動を抑制すること、(c)国境を越えた企業の提携が、国境を越えた利害を共有させること等が挙げられる。

公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。

ホームページ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

- ・FTAのマイナス面としては、(a)締結国間での利益の不均衡を生じさせ、国内の政治対立を惹起する可能性があること、(b)WTO交渉に対する熱意を低下させ、国際貿易体制における負の効果を生じさせること等が挙げられる。
- ・以上のように、FTAは安全保障上、多少の効果を期待することができるが、過剰な期待はできないと考える。

菊池努参考人に対する質疑の概要

伊藤公介君(自民)

- ・2050年のGDPの推計試算を見ると、中国が米国を凌ぐなど、中国の台頭が予測される。こうした中で我が国の外交の方向が明確になっていない。我が国は、国連が機能するように積極的に働きかけ、また、ODAの在り方についても検討すべきである。我が国やアジア地域の安全保障の在り方について、見解を伺いたい。
- ・アジアにおける地域安全保障の枠組みを考えるに当たって、集団的自衛権の行使を認めるかどうか重要なポイントとなる。これを認める際に、地理的条件や自国の安全確保に密接な場合に限るなど何らかの条件を設けた場合、我が国が他国と同様の活動ができないことにより、何らかの支障が生じるのか。あるいは、予め条件を設けるのではなく、その時々状況に従って、随時政策判断を行うべきか。

篠原孝君(民主)

- ・我が国がアジアに進出していった過去の歴史を踏まえると、FTAを締結することにより我が国がアジアにおいて経済的なプレゼンスを高めることが、アジア諸国にとって脅威として受け止められるおそれはないか。
- ・各国間の相互依存関係が強すぎると、通貨危機に見られるような混乱が生じることもあるので、他国に過度に依存しないようにすることが大切なのではないか。

福島豊君(公明)

- ・地域の安全保障については、予防的な取組が大事であるが、同時にアジア地域の有事の際に我が国がどのような行動をとり得るかについても、議論すべきと考える。この場合、我が国は、過去の歴史も踏まえてどのような役割を担うべきか。
- ・アジアの地域安全保障における米国との関係について、世界的な視野で考えると、我が国はどの程度まで米国と協調していくべきか。
- ・我が国が米国の行動に影響力を及ぼすためには、国連の機能強化が必要であると考え、国連の機能強化のための方策について伺いたい。
- ・アジアにおけるFTAは、中国を中心とする流れと我が国を中心とする流れがあると考え、この点について参考人の見解を伺いたい。

塩川鉄也君(共産)

- ・東南アジア友好協力条約は、東南アジアの安定に対してどのような役割及び機能を果たしてきたか。
- ・同条約の域外協力国となることに対し、我が国には躊躇があったと認識しているが、政府のア

- プローチについて参考人はどのように考えるか。
- ・日本とアジアの関係においては、我が国が引き起こした侵略戦争の清算がなされていないことが障害になっているという主張に対し、参考人はどのように考えるか。
- ・アジア太平洋地域の安全保障を考える上で米国のプレゼンスは重要な問題であるが、イラクにおいて米国が国際人道法に反するような行動をとっていることについて、アジア諸国はどのように受け止めていると思うか。また、参考人自身はどのように考えるか。

土井たか子君(社民)

- ・冷戦構造が崩壊して、二国間同盟関係から多国間の協調的安全保障が重視されるようになっており、軍事力よりお互いの信頼醸成をいかに具体化するかが世界的な流れになってきていると考えるが、いかがか。
- ・憲法は我が国のみならず世界の恒久平和を目指していることから、我が国の参加する地域安全保障は、地域のみならず世界の安全保障に資するものでなければならないと考える。同時に、安全保障を確保する手段として、憲法は軍事的手段を否定して人間の安全保障を希求していると考え。この点について、参考人の見解を伺いたい。
- ・参考人は、我が国の外交面における忍耐強い努力を評価し、地域の安全保障が世界の安全保障に結びついているとする。そのような参考人の考えを実現させるためには、憲法を遵守すればよく、憲法を改正する必要は全くないと考え、いかがか。
- ・ミャンマーの民政移管のためのASEANの取組について、参考人は内政不干渉原則をいかに乗り越えるかという問題を提起しているが、これについてどのような方策があるかと考えるか。

平井卓也君(自民)

- ・人間の安全保障、環境問題、軍縮等の「グローバル・ガバナンス」の分野においては、対米追随することなく独自外交を行うべきであり、そのことにより日本外交の信頼性が向上すると考える。一方、「パワー・ポリティクス」の分野においては、台頭する中国への対処が最も重要であり、日米同盟路線が現実的であるが、日米同盟はあくまで手段であって、目的ではないと考える。このような日本を取り巻く国際問題の二重構造について、参考人はどのように考えるか。
- ・北朝鮮問題をめぐる6カ国協議を発展させて安全保障の枠組みを構築することができるのではないかと議論もあるが、必ずしも各国間の思惑が一致しているわけではないことも考慮しつつ、参考人の見解を伺いたい。

楠田大蔵君(民主)

- ・参考人は、東アジアを機能的概念として捉えることを論文において述べているが、どのような国々による枠組みが考えられるか。
- ・安全保障の分野において、米国との距離感をどのようにとるべきか。
- ・参考人は、日本の国内事情を理由として、日本が地域的・国際的協力行動に消極的姿勢をとる

ことは許されないとするが、その場合の「国内事情」とは、具体的に何か。また、それをどのように越えていくべきか。

- ・アジアの中で共通の公益としては、具体的にどのようなものが考えられるか。

中谷 元君(自民)

- ・北朝鮮問題をめぐる6カ国協議を東アジアの地域安全保障機構に発展させることに賛成するが、これをASEANと結びつけて考えるべきか、切り離して考えるべきか。
- ・台湾の存在、経済力をどのように考えるか。国家として台湾をアジアの国際協調グループにどのように取り込むべきか。
- ・中国の自由化等の進展を促すために日本はどのようにアプローチすべきであるか。
- ・戦後の我が国の自由貿易政策は、地方の農林水産業の犠牲の下に成り立っており、さらに自由化した場合には重大な影響が予想される。国内対策として規制を設けるべきか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

大村 秀章君(自民)

- ・日本の経済的発展のためには、開放経済体制、FTAの推進が不可欠であり、今後は、中国を含めた東アジア自由経済圏を念頭に置きながら、その推進を図るべきである。また、中国に投資、貿易、知的財産等に関する当然守るべきルールを守らせることが重要であるという参考人の考えに賛成する。将来、北東アジアにおける地域安全保障を進めるためにも、経済的な結びつきが柱立てとなると考える。

土井 たか子君(社民)

- ・冷戦後の世界においては、地域における安全保障が、二国間関係から多国間の協調的安全保障の方向に進むなど、平和的な外交手段をどのように充実させていくかが課題となっている。
- ・憲法は軍事的手段を否定しており、戦争を未然に防ぎ、その理念の具体化に向けて努力することに憲法の真価がある。国連憲章は武力の行使を原則として禁止する一方、加盟国の共通利益のためにこれを認めているが、我が国においては、国連の旗の下であっても武力の行使が認められないというところを、改めて認識すべきである。

篠原 孝君(民主)

- ・日本の安全保障を考える際には、平和外交や軍事、経済問題だけに偏るのではなく、環境や人の安全、食料安全保障等を含めてバランスよく取り組むべきである。

大出 彰君(民主)

- ・国際紛争においては外交を重視した解決が重要である。
- ・通貨危機に見舞われた経験のある東南アジアにおいて、米国の政治・経済分野における単独主義的な手法については違和感もたれており、国際ルールの下に米国を引き戻す必要がある。
- ・EU統合の過程をみると、日本は、東アジアにおける地域共同体の確立に向けた努力が足りない。紛争の平和的解決に向けて、さらに努力すべきである。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(第4回)

(テーマ) 憲法と国際法(特に、人権の国際的保障)

参考人:

齊藤 正彰君(北星学園大学経済学部助教授)

質疑者

小野 晋也君(自民) 武正 公一君(民主)

赤松 正雄君(公明) 塩川 鉄也君(共産)

土井たか子君(社民) 下村 博文君(自民)

大出 彰君(民主) 森岡 正宏君(自民)

質疑終了後、自由討議

齊藤正彰参考人の意見陳述の概要

憲法と国際法

1. 国法体系と条約

- ・一国の法体系における条約の取扱いについては、まず、国際法としての条約がどのように国法体系に入ってくるかという点が問題となるが、近年では、各国の憲法規定や国家機関の実行などの分析に力を注ぐべきとの考えが主流になっている。

2. 憲法と条約の効力関係

- ・学説上は「憲法優位説」が通説である。一方、政府見解は、憲法優位に例外があるとする「条件つき憲法優位説」を採っている。
- ・国際人権条約と憲法との関係では、憲法よりも国際人権条約の保障内容が広範・詳細である場合に、特に問題となる。

3. 法律と条約の効力関係

- ・学説上は「条約優位説」で異論がなく、政府見解も同じであるが、その論拠はいずれも説得的でなく、「法律に対する条約の優位」は、98条2項などから読み取られる憲法の基本的態度としての「国際主義」を基調として、他の憲法上の諸原理との調和を求めた結果と解するのが整合的である。
- ・しかし、「条約優位説」を採る場合、国会による条約の民主的統制の点で問題が生じる。
- ・日本国憲法には、裁判所による法律の条約適合性審査について、81条に相当する規定は存在せず、むしろ、訴訟法上は、最高裁が法律の条約適合性審査に関与しないとされている。

国内裁判所と国際人権訴訟(国際人権法の国内的実施)

1. 日本の裁判例の実情

- ・日本の裁判所は国際人権条約等の活用について消極的であるとされ、その理由として、裁判所が法律の条約適合性審査に十分な根拠を見出せず、条約違反の判断を回避していることが考えられる。

2. 違憲審査制とのすり合わせ

- ・憲法よりも国際人権条約の保障内容が広範・詳細である場合は、条約の誠実な遵守のために、違憲審査制とのすり合わせを考えなければならない。

(1)憲法の解釈基準としての援用

公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。

ホームページ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

- ・憲法解釈に複数の可能性がある場合は、可能な限り、国際人権条約に適合的な解釈を選択することが、条約の誠実な遵守を謳う 98 条 2 項の規定に適用と考えられる。
- ・また、憲法よりも国際人権条約の保障内容が広範・詳細な場合は、当該条約の内容を憲法解釈を通じて憲法に取り込むことにより、間接的な憲法的地位を認めるべきである。

(2)最高裁判所への上訴の方法

- ・違憲審査制とのすり合わせを考える上での重要な問題として、国際人権条約違反を理由に最高裁に上訴できないことが挙げられる。
- ・最高裁が法律の条約適合性の問題に関与しないことは、(a)法令の解釈を統一する最上級裁判所としての任務、(b)法律の条約適合性と憲法適合性の平仄の確保、の点で疑問がある。
- ・下級裁判所による条約の瑕疵ある適用・無視に対しては、98 条 2 項違反として最高裁への上訴を認めることによって、日本の国際法義務違反を防ぎ、さらには、下級裁判所による国際人権条約の尊重・配慮を確保することが、最高裁の責務であると考えられる。

3. 規約人権委員会の一般的意見・見解の顧慮

- ・最近では、国際人権規約（自由権規約）の規約人権委員会による自由権規約の解釈等について、国内裁判所でも考慮すべきであるとの指摘があるが、これに対する裁判所の態度は揺れている。
- ・規約人権委員会が解釈を示すという仕組みを有する自由権規約を締結した以上、国内裁判所においても、規約人権委員会の意見・見解を可能な限り考慮することが、98 条 2 項の要請に適用と考えられる。

齊藤正彰参考人に対する質疑の概要

小野晋也君(自民)

- ・憲法や法律と条約が衝突したときにこれを解消する方法として、憲法に抵触する条約を締結することはできないという規定を設けるか、又は、国内法に触れる条約を締結する場合は、その法律を改正しなければならないという規定を憲法に明記することも考えられるが、いかがか。
- ・我が国の現行制度の下において、条約と憲法及び法律との整合性にどうしても矛盾が残った場合に、これを解決する制度としてどのようなものが最適と考えられるか。
- ・東京裁判は当時の法制度に照らした場合、妥当なものであったと考えられるか。
- ・憲法裁判所の設置について、参考人の意見を伺いたい。

武正公一君(民主)

- ・現在、未批准の条約が 260 以上もあるが、これは、政府がその条約に基づく国内法を整備したくない場合に条約を未批准としているためであったり、条約の未批准を言い訳として国内法の整備を怠っているためではないかと考えられるが、いかがか。
- ・条約は法律に優位するとされながら、条約の内

容のうち留保すべきものがあるか否かといった判断権を政府が握っており、国会が関与していないという問題について、どう考えるか。

- ・条約の国会承認の審議は、その条約の内容にかかわらず一律に外務委員会において、しかも複数の条約を一括して行っているというのが現状であるが、条約の国会における審議の在り方について、参考人はどう考えるか。
- ・イラク戦争に当たって、小泉首相の態度は、親米的なものから国連中心など国際協調を重視する主張に転換するなど定まっていなかった。これに関連して、二国間条約たる日米安保条約と多国間の関係である国際協調とではどちらが優位にあると考えるか。

赤松正雄君(公明)

- ・憲法と条約との関係について、制憲議会において金森国務大臣は、学説及び実務の今後の解釈の発展に依る部分が大きいとしていたが、昭和 34 年の政府見解における条約の分類論は金森答弁の期待した発展の要請を充たすものとは言えなかったと参考人は論文において述べている。それでは、学説上はどのような展開が見られたのか。
- ・(a)国際人権条約の違反を理由とする最高裁への上訴が制限されている点、(b)下級裁による条約の瑕疵ある適用や無視等について最高裁がこれを 98 条 2 項の要請に反するとして監視すべきであるとの参考人の主張について、詳しく見解を伺いたい。
- ・憲法の制約があるために、イラクへの自衛隊派遣の目的は人道復興支援であるというかたちになった。しかし、ある学者は、対テロ防衛同盟条約を締結することによって、憲法を改正しなくとも、9 条の制約をクリアして自衛隊が柔軟に行動できるようになり、新しい日本の役割が果たせるようになるという意見を述べているが、この見解についてどのように考えるか。

塩川鉄也君(共産)

- ・条約を無視して起こした過去の侵略戦争とそれに対する反省にかんがみて、98 条 2 項の意義をどのように考えるか。
- ・日米安保条約に関する砂川事件判決については、私は一審の違憲判断を支持する立場に立つが、最高裁では憲法判断が避けられた。司法は、条約の憲法判断に消極的であるが、学界ではどのような議論がされているか。
- ・日本国憲法には、例えば、25 条の生存権など普遍的意味を有するような豊かな人権カタログがある。日本国憲法が国際人権条約に与えた影響にはどのようなものがあるのか。
- ・日本国憲法には比較憲法的にみても、豊かな人権カタログがあるにもかかわらず、公務員の労働基本権の制約や婚外子差別について、ILO 結社の自由委員会や国連人権委員会から勧告を受けている。政府がこのような勧告を受けた際、どのような対応が求められているか。

土井 たか子君(社民)

- ・「条約」の定義について、宣言等その名称のいかんにかかわらず、いわゆる実質的意味の条約をすべて含むと解してよいか。
- ・条約締結の際の国会の同意に関しては、73条3号により国会の同意が必要とされる「国会承認条約」なのか、必要とされない行政取極等であるのかという論点がある。「大平3原則」によれば、内閣が「国会の同意の要否」を判断することになるが、この判断は、本来、国会がなすべきではないかと考えるが、いかがか。
- ・最近では、国の在り方に重要な意義を有するにもかかわらず、行政取極であるとして、国会承認を経ずに、内閣の権限で外交上の処理が行われている。これは、本来、好ましくないと思うが、いかがか。
- ・人種差別撤廃条約を日本が締結するまでに30年かかったことにみられるように、国際人権条約が年々進歩しているにもかかわらず、日本政府の条約締結は遅い。日本の国際人権条約の締結数が少なく、また締結までに時間がかかることについてどのように考えるか。

下村 博文君(自民)

- ・国際人権規約(自由権規約)の選択議定書について、我が国が未批准であることの背景は何か。
- ・人権の概念については、各国の宗教観や歴史観によって考え方に相違があるとすれば、国際人権規約の批准国・未批准国の分布と宗教観や歴史観との間には相関関係があるのではないかと考えるが、いかがか。
- ・我が国は、国際人権委員会から死刑制度の廃止について勧告を受けているが、日本人の死生観を反映してか、死刑制度の廃止に対する世論の支持はあまり高くはない。このような世論の動向にかんがみれば、我が国の死刑制度廃止に向けた取組が消極的であるといった批判は当たらないのではないか。

大出 彰君(民主)

- ・裁判所が判決を下すに当たって条約を適用しない傾向があることに関して、国際法学者の中には憲法学者の国際法に対する研究不足を指摘する者があるが、憲法学者の立場から、このような批判に対する意見を伺いたい。
- ・国際人権規約等の普遍性の高さにかんがみれば、国際人権条約については、裁判に当たっても直接適用をすべきと考えるが、いかがか。
- ・参考人は、国際人権条約違反を理由とした最高裁判所への上訴を可能とするためには、訴訟法上の規定の整備が必要であると考えるか。
- ・条約の「直接適用」と「自動執行」とは、異なるものであるのか否かについて、参考人の見解を伺いたい。

森岡 正宏君(自民)

- ・ハーグ陸戦条約の定める占領者による占領地の法律の尊重とは、つまり伝統的国際法である「憲法の自律性」を確認したものであることにかん

がみれば、占領軍の主導によって制定された現憲法は、この「憲法の自律性」に反するものと考えられるが、いかがか。

- ・ポツダム宣言の受諾を経て主権原理の変更を伴うような憲法改正に至ったことから、現憲法が条約優位説を前提に成り立っているのもであるとも考えられるが、実際には、ポツダム宣言の受諾が国民主権の要求を含むものであったか否か等については疑義も指摘されている。参考人は、このような疑義をどのように説明するのか。
- ・ポツダム宣言やバーンズ回答が日本の最終の統治形態は「日本国民が自由に表明する意思による」としていたことにかんがみれば、占領軍の主導によって制定された現憲法の正当性は、ポツダム宣言等からは導き出せないと思うが、いかがか。
- ・憲法の規定と抵触する条約を憲法改正と同様の手続によって承認することで憲法に優位する条約とすることができるオランダやオーストリアの例にならい、集団的自衛権の行使を認める条約の承認を憲法の改正手続と同様の手続によって行うことが可能か否かについて伺いたい。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)**船田 元君(自民)**

- ・憲法と条約の関係について規定する98条は、「憲法の最高法規性」を定める1項と、「国際協調主義」を定める2項が併記されているため、ケース・バイ・ケースによる判断がなされてきた。新しい憲法を作るときは、この種のあいまいな状況を放置してはならず、条件つき憲法優位説を解釈として導き得るような規定を設けるべきと考える。
- ・日本は国際人権条約の批准について消極的であると評されることがあるが、私は必ずしもそう思わない。国内法の状況をねじ曲げて条約を批准することは妥当ではなく、主体的に我が国の文化・文明と照らし合わせて、批准していくべきと考える。
- ・憲法と各種国際人権条約との関係については、人権条約の方が相対的に広い範囲をカバーしていることから、憲法への取り込みを図るべきであると思うが、場合によっては国際人権条約が日本国憲法の保障する人権を制限してしまうこともあるので、その点についてはきちんと調整を図るべきである。

武正 公一君(民主)

- ・日本は、現在260以上の未批准条約があり、そのうち83がILOの条約であり、人権関係の未批准条約も27あることを指摘しておきたい。
- ・イラクへの自衛隊の派遣をめぐり、首相は日米同盟と国際協調の両立を図るべきであると発言し、外務大臣も、外交の二つの柱として第1に日米同盟、第2に国際協調と述べた。しかし、現行憲法が平和主義・国際協調・基本的人権を定めていることからすると、憲法があり、国際

公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。

協調があって、さらにその下位概念として条約としての日米同盟があるのであるから、国際協調と日米同盟を同一レベルの概念と捉えることは妥当でないと考える。

土 井 たか子君(社民)

- ・憲法と条約のいずれが優位かを考えたとき、統一的な法体系を前提にした一元論の立場に立たない限り、憲法と条約の抵触は起こり得ない。条約は「国際法の問題」であり、憲法は「国内法の問題」であることから、一元論の議論を展開することは本来馴染まないはずである。
- ・各国の憲法においては、憲法と条約が衝突したとき、その対応が明記されているのが通常である。この点、日本国憲法において、81条をみると、確かに違憲審査権の対象として「条約」は明記されていないが、「違憲の条約を締結した国家行為」を違憲審査権の対象の一つである「処分」に読み込むことができると考える。
- ・しかし、駐留米軍を保護法益とする刑事特別法違反として起訴された砂川事件では、第1審の伊達判決において日米安保条約を違憲とはっきり述べ、刑事特別法を無効としたにもかかわらず、その上告審である最高裁がきちんと条約に対する違憲審査権の行使を果たさなかったことを指摘したい。

大 出 彰君(民主)

- ・現在のイラク等の国際状況を見たとき、ジュネーブ協定等多数の条約が守られておらず、これを裁くところがないことに疑問を感じる。いくら条約を締結しても、現実には全く守られないこのような現実を目の当たりにし、国内法・国際法を問わずどのような解釈でも良いから何とかしなければならぬと感じた。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2349件(4/22現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1416	封書	446
FAX	311	E-mail	176

- ・分野別内訳

前文	211	天皇	85
戦争放棄	1562	権利・義務	58
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1318

複数の分野にわたる意見もございまして、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
5.12 (水) 5.13 (木)	午前 9:00	憲法調査会公聴会 公述人につきましては、現在、調整中です。
5.20 (木)	午前 9:00	統治機構小委 [テーマ] 中央政府と地方自治体の権限のあり方(特に、課税自主権) 参考人につきましては、現在、調整中です。
	午後 2:00	基本的人権小委 [テーマ] 経済的・社会的・文化的自由(特に、職業選択の自由(22条)・財産権(29条)) 参考人につきましては、現在、調整中です。
5.27 (木)	午前 9:00	基本的人権小委 [テーマ] 刑事手続上の権利(31条~40条)(行刑上の問題を含む)・被害者の人権 参考人につきましては、現在、調整中です。
	午後 2:00	統治機構小委 [テーマ] 政治の基本機構のあり方に関する補足的調査(特に、選挙制度と二院制、公務員制度を含む政官関係、政党) 参考人につきましては、現在、調整中です。

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。
(衆議院会議録議事情報)
http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm
(国立国会図書館)
<http://kokkai.ndl.go.jp/>

公聴会は、5月12日(水)及び13日(木)午前9時から開催されます。

ホームページ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm